

第 2 次長崎県ストップ温暖化レインボープラン

平成 28 年 8 月

【はじめに】

水俣病をはじめとした公害の時代から、あっという間に 50 年近くの歳月が流れました。

当時の深刻な公害問題に対しては、厳しい規制や管理の仕組みが構築されました。そこでは環境を汚染するものと管理するものという線が引かれ、科学技術を用いたモニタリングや対策技術を駆使して、企業をはじめとする経済活動を行う国民の活動を規制する仕組みが築かれました。このような仕組みは日本だけではなく、世界のいたるところで同じように行われました。このような形で環境政策、つまり切迫した環境問題への取り組みははじめられたのです。

しかし、今私たちは新しい理念を掲げて環境保全を進めようとしています。それは、目の前にある健康被害や財産被害を防止することだけではなく、さらに、私たちの生存の基盤である地球を次世代や後世代の人たちと共有しようという理念です。「持続可能な発展」です。公害問題のように目に見ることはできませんが、深刻さや重大さは公害問題よりも重いかも知れません。

気候変動の問題はその持続可能性を大きく脅かしています。その背景には科学技術を用いた拡大的な人間活動、都市化、工業化などの要因が錯綜し、多様な社会問題の原因となっています。そしてその解決のためには、規制や管理の仕組みだけでは対応できなくなっています。

ひとりひとりが自覚し行動する、ことが必要です。そしてそのような行動を支えるような社会の仕組みや構造が必要です。このストップ温暖化レインボープランは、行政、事業者、県民の代表（公募委員）がパートナーシップを基盤としながら自発的に行動すべきであるという考え方にもとづいて、作成されたものです。県民会議の活動宣言であり、望むらくは県民全体の活動宣言と広がっていただきたいと思います。

「下から解決し変革していく時代」へと大変革しようとする歴史的変化に長崎でも挑戦しましょう。

平成 28 年 8 月

ながさき環境県民会議温暖化防止部会長 早瀬 隆司

目次

第1章 計画の基本的事項	
1. 計画の性格.....	5
2. 計画の期間.....	5
3. 計画の目標.....	5
4. 実施の主体と対象範囲.....	5
5. 計画の策定手順.....	6
6. 計画策定の背景.....	7
(1) 気候変動とその影響.....	7
気候変動の原因.....	7
極端現象.....	7
予測される変化.....	7
(2) 地球温暖化対策の動向.....	8
世界の動向.....	8
日本の対応.....	9
長崎県の取組.....	12
市町の取組.....	13
第2章 温室効果ガスの現状	
1. 日本の温室効果ガス排出量の推移.....	14
2. 長崎県の温室効果ガス排出量の推移.....	14
第3章 将来の社会像と私たちの取組	
1. 将来の社会像.....	16
2. 具体的取組や行動.....	19
(1) 自発的もったいない運動.....	19
(2) 脱化石エネルギー源の利用促進.....	21
(3) 環境にも移動する人にもやさしいまちづくり.....	22
(4) 地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり.....	24
(5) みんなでつくる健康な自然づくりと持続可能で魅力ある農林水産業.....	26
(6) 街でも村でも緑あふれる生活.....	27
(7) 子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考え行動につなげる.....	28
(8) 温暖化対策に係る研究開発の推進.....	30
第4章 計画の推進	
1. 計画の推進体制.....	31
2. 取組団体等の拡大.....	31

3 . 行政との連携.....	31
4 . 県民全体との連携.....	31
5 . 計画の進行管理.....	31
(1) 実践計画の策定.....	31
(2) 計画の実行.....	31
(3) 計画の評価.....	32
(4) 計画の見直し.....	32
(5) 計画の実施状況の公表.....	32
6 . 計画の施行.....	32

【参考資料】

第1次長崎ストップ温暖化レインボープランの取組結果.....	33
--------------------------------	----

第 1 章 計画の基本的事項

1．計画の性格

本計画は、県民、事業者、学識経験者、行政関係者等からなる「ながさき環境県民会議」(以下、「県民会議」という。)が、長期的な視点から意見を出し合い、議論を深めて、具体的な取組の方向及び推進していくべき行動について取りまとめたものです。

従って、県内の多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化問題に対して実施しようとする行動を宣言したものであり、また、県民の自主的で主体的な行動提案と行政の施策との連携を図ることにより県民全体の運動として進めていくことを目指したものです。

2．計画の期間

2016 年度から 10 年間

3．計画の目標

地球温暖化問題に対して、県内の多様な主体が協働して具体的な取組と行動を実施し、理想の将来の社会像を実現化していくことにより、温室効果ガス濃度の安定化に寄与する「脱温暖化社会」、環境と経済が両立する「循環型社会」の構築を目指します。

4．実施の主体と対象範囲

計画では温暖化対策に資する行動を幅広く対象として取り上げました。特に多様な主体が協力して取り組んでいかなければ実現しないような行動を取り上げることのできるよう配慮しました。

実施主体は県民会議の委員に限らず、行政、事業者、教育機関も含めたあらゆる立場の方々です。県民全体の自主的な取り組みが必要とされています。これらの取り組みだけではなく、さらに独自の取り組みを進めていただくことを期待しています。

5 . 計画の策定手順

計画策定はバックキャストと呼ばれる方法に則って行いました。バックキャストとは、将来のあるべき姿をまず描き、その時点から現在を振り返って今何をすればいいかを考える方法です。

本計画では、地球温暖化問題の解決のために約 50 年後の社会はどうあるべきかを描くところから始めました。そして、描いた将来像の実現のため、今後 10 年間で何をしなければいけないかを議論しました。

県民会議だけでなく、各市町や、県民代表として長崎県地球温暖化防止活動推進員にも意見を伺いながら、目標年次までの具体的な行動についてまとめました。

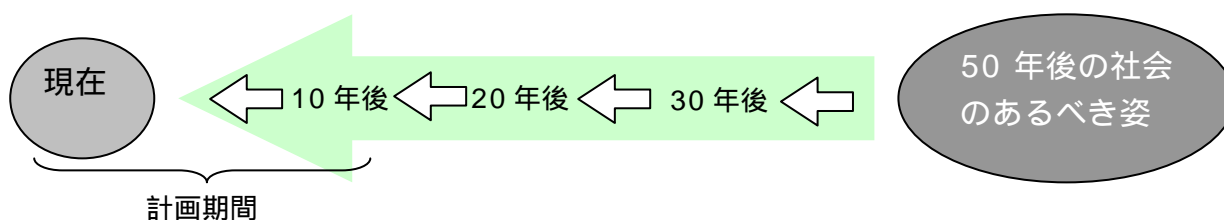


図 1 バックキャストの思考手順の例



【県民会議温暖化防止部会】

6．計画策定の背景

(1) 気候変動とその影響

気候変動問題は、人類にとって、その生存基盤に関わる重要な問題の一つです。2013年から2014年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書や我が国における研究成果では、気候変動の原因や影響について以下のように述べられています。

気候変動の原因

人為起源の温室効果ガスの排出は、工業化以降増加しており、これは主に経済成長と人口増加からもたらされている。そして、今やその排出量は史上最高となった。このような排出によって、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の大気中濃度は、少なくとも過去80万年間で前例のない水準にまで増加した。それらの効果は、他の人為的要因と併せ、気候システム全体にわたって検出されており、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。

極端現象

1950年頃以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観測されてきた。これらの変化の中には人為的影響と関連づけられるものもあり、その中には極端な低温の減少、極端な高温の増加、極端に高い潮位の増加、及び多くの地域における強い降水現象の回数の増加といった変化が含まれる。

予測される変化

地上気温は、評価された全ての排出シナリオにおいて21世紀にわたって上昇すると予測される。多くの地域で、熱波はより頻繁に発生し、またより長く続き、極端な降水がより強くまたより頻繁となる可能性が非常に高い。海洋では温暖化と酸性化、世界平均海面水位の上昇が続くだろう。

21世紀末(2081~2100年)までの世界平均地上気温の1986~2005年平均に対する上昇量は、厳しい緩和措置をとったと仮定して0.3~1.7、非常に高い温室効果ガス排出となると仮定して2.6~4.8の範囲に入る可能性が高い。

このような極端な気象及び気候現象の変化や世界平均地上気温の上昇等が、日本においても、無降水日数の増加・積雪量の減少による渇水の増加及び絶滅リスクが高まる自然植生の発生といった影響や、2030~40年代には熱帯・亜熱帯サンゴ礁の分布域が消失するといったことをもたらすことが推測されています。

(2) 地球温暖化対策の動向

世界の動向

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(1997年12月)において、2008～2012年の5年間(第一約束期間)に、先進国全体で温室効果ガス排出量を1990年比で5%以上削減することと、併せて国別に法的拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、2005年2月に発効されました。我が国においては、基準年(1990年)比-6%を目標に掲げ各種施策を推進し、機器の効率向上等の省エネ対策の効果、森林吸収源対策、京都メカニズムの活用により、目標の達成が図られたところです。

また、2007年からは、ポスト京都議定書の議論が開始され、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えるため、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある枠組みについて数次に渡る会合を経て、2015年12月に196カ国・地域が参加し、新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」の主な内容は以下のとおり。

- ・ 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及
- ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- ・ 市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
- ・ 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- ・ 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- ・ 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- ・ イノベーションの重要性が位置づけられたこと
- ・ 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- ・ 協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと

日本の対応

京都議定書による取組（1997年12月策定）

- ・ 第一約束期間（2008～2012年）の日本の温室効果ガス排出量削減目標値を、基準年（1990年）比で6%としました。
- ・ 第一約束期間における日本の温室効果ガス排出量は12億7800万トン二酸化炭素換算（基準年比：1.4%増）でしたが、森林吸収量の見込や京都メカニズムクレジットを加味すると平均で基準年比8.4%減であり、目標を達成しました。
- ・ 第二約束期間については、不公平かつ排出削減の観点から極めて効果的でない枠組みが固定化されると、米中等の主要経済国を含む真に公平で実効性のある新たな法的枠組み構築への圧力が弱まり勢いを失ってしまうこと等を理由に不参加を表明しました。

京都議定書目標達成計画の概要

【目指す方向】

1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
2. 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

【基本的考え方】

1. 環境と経済の両立
2. 技術革新の促進
3. すべての主体の参加・連携の促進（国民運動、情報共有）
4. 多様な政策手段の活用
5. 評価見直しプロセスの重視
6. 国際的連携の確保

【目標達成のための対策と施策】

1. 温室効果ガスごとの対策・施策
 - （1）温室効果ガス排出削減
 - （2）森林吸収源の確保
 - （3）京都メカニズムの活用
2. 横断的施策
 - （1）国民運動の展開
 - （2）公的機関の率先的取組
 - （3）排出量の算定・報告・公表制度
 - （4）ポリシーミックスの活用（環境税等も検討）
3. 基盤的施策
 - （1）排出量・吸収量の算定体制の整備
 - （2）技術開発、調査研究の推進
 - （3）国際的連携の確保、国際協力の推進

当面の地球温暖化対策に関する方針（2013年3月15日決定）

2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で3.8%減とされています。

「当面の地球温暖化対策に関する方針」（2013年3月15日地球温暖化対策推進本部決定。）では、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。」としています。

日本の約束草案（2015年7月17日決定）

2015年7月17日に地球温暖化対策推進本部で「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。

「日本の約束草案」の概要

- ・ 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%（2005年度比25.4%）の水準（約10億4200トン二酸化炭素換算）とする。
- ・ 本約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標である。

エネルギーミックス

経済産業省では「エネルギー基本計画」（2014年4月11日閣議決定）の方針に基づき、2015年7月16日に「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」を決定しました。概要は以下のとおり。

- ・ エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合（S+3E）について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう2030年度のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示したものの。
- ・ エネルギー自給率を24.3%程度に改善する。
- ・ 徹底した省エネルギー（節電）の推進を行い、2030年度時点の電力需要を2013年度とほぼ同レベルまで抑えることを見込む。
- ・ 東日本大震災前に約3割を占めていた電力供給量における原発依存度は、2030年度には20%～22%程度へと大きく低減する。また、水力・石炭火力・原子力等によるベースロード電源比率は56%程度となる。（石炭26%程度、LNG27%程度、再生可能エネルギー22～24%程度、石油3%程度）

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（2016年3月8日閣議決定）

1）法改正の背景

国として、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となります。

本法律案は、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものです。

2）法律案の概要

ア．地球温暖化対策計画に定める事項の追加

- ・地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項を加えるものとする。
- ・地球温暖化対策計画に定める事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を加えるものとする。

イ．地方公共団体実行計画の共同策定等

- ・都道府県及び市町村が策定することとされている地球温暖化対策の計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）について、単独で又は共同して策定するものとする。
- ・地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進を例示として加えるものとする。

ウ．その他

- ・気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に係る規定の整理等の措置を講ずる。

長崎県の取組

長崎県環境基本計画

2000年に策定され、2016年度からは第3次計画の計画期間がスタートしました。

地球温暖化対策については、「低炭素社会づくり」を基本目標の一つに位置づけ、再生可能エネルギーの普及や水素社会の実現、県民総ぐるみの対策などに関する取組を定めています。

長崎県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2013年4月に策定されました。

・計画の期間

2013～2020年度

・目標

2020年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を1990年度比で13.4%削減

・対策の体系

県が取り組む様々な対策を、「エネルギー」「しごと」「暮らし」「まちづくり」「循環型社会」「海洋」「森林」「パートナーシップ」の八つの分野に分け、各主体と協働し全庁的に取り組みます。

また、地球温暖化の影響に対する適応策についても取り組むこととしています。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として2008年3月に制定されました。

地球温暖化対策については、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して、排出削減計画書及び報告書の提出を義務化、一定規模以上の駐車場設置者に対して、利用者へのアイドリング・ストップの実施の呼びかけを義務化しています。

2015年度温室効果ガス排出量報告対象事業者数：105者

アイドリング・ストップ周知済駐車場数：1,477駐車場

市町の取組

地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めたものです（地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3 第 1 項）。すべての地方公共団体において策定義務があり、長崎県内の全市町で既に策定されています。

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画を策定するものです。都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、都市計画や農業振興地域整備計画等は、本計画との連携に配慮することとされています（地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項、第 4 項）。その他の地方公共団体については、策定の努力義務となっています（同第 20 条第 2 項）。現在、県内で本計画を策定している市町は表 1 のとおりです。

表 1 実行計画（区域施策編）策定状況

	策定年度	基準年度	目標年度	基準値	目標値
長崎市	2006	2007	2050	2269 千トン	453 千トン
雲仙市	2014	2005	2020	489 千トン	457 千トン
平戸市	2009			数値目標なし	
時津町	2010			数値目標なし	
松浦市	2011			数値目標なし	

第2章 温室効果ガスの現状

1. 日本の温室効果ガス排出量の推移

2014年度の温室効果ガスの総排出量は、13億6,500万トン(二酸化炭素換算。以下同じ。)で、2005年度の総排出量(13億9,600万トン)と比べて2.2%減少、1990年度の総排出量(12億7,000万トン)と比べて7.5%増加しています。

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素の排出量は12億6,600万トンで、2005年度と比べて2.9%減少、1990年度と比べて9.7%増加しています(図2-1)。

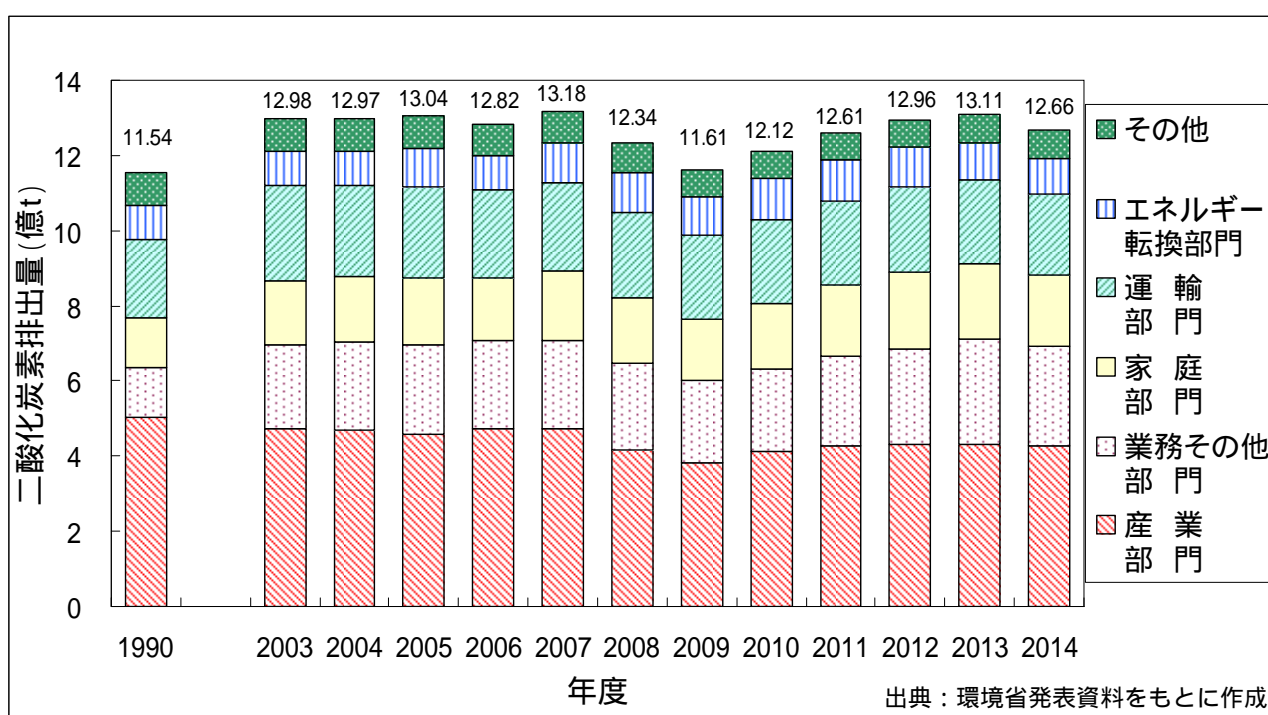


図2-1 部門別国内二酸化炭素排出量

2. 長崎県の温室効果ガス排出量の推移

2013年度の県内の温室効果ガスの総排出量は、1,041.6万トンで、2005年度の総排出量(935.2万トン)と比べ11.3%増加、1990年度の総排出量(892.3万トン)と比べ16.7%増加しています。

二酸化炭素の排出量は951.0万トンで、2005年度と比べて10.7%増加、1990年度と比べて18.1%増加しています(図2-2)。

電源構成の変化に伴う二酸化炭素排出係数(電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量)の変化による影響を排除するため、1990年度の係数(0.436kg-CO₂/kWh、九州電力株)を使用して各年度の排出量を算出する

と、2013年度は819.3万トンとなり、2004年度以降は減少傾向にあります(図2-3)。

県の温室効果ガス排出量は各種統計の年報値に基づいて算定されますが、現段階では2013年度の年報値が公表されていないものがあります。そのため、年報値が公表されていないものについては、2012年度の年報値等を代用し概数として算定しています。

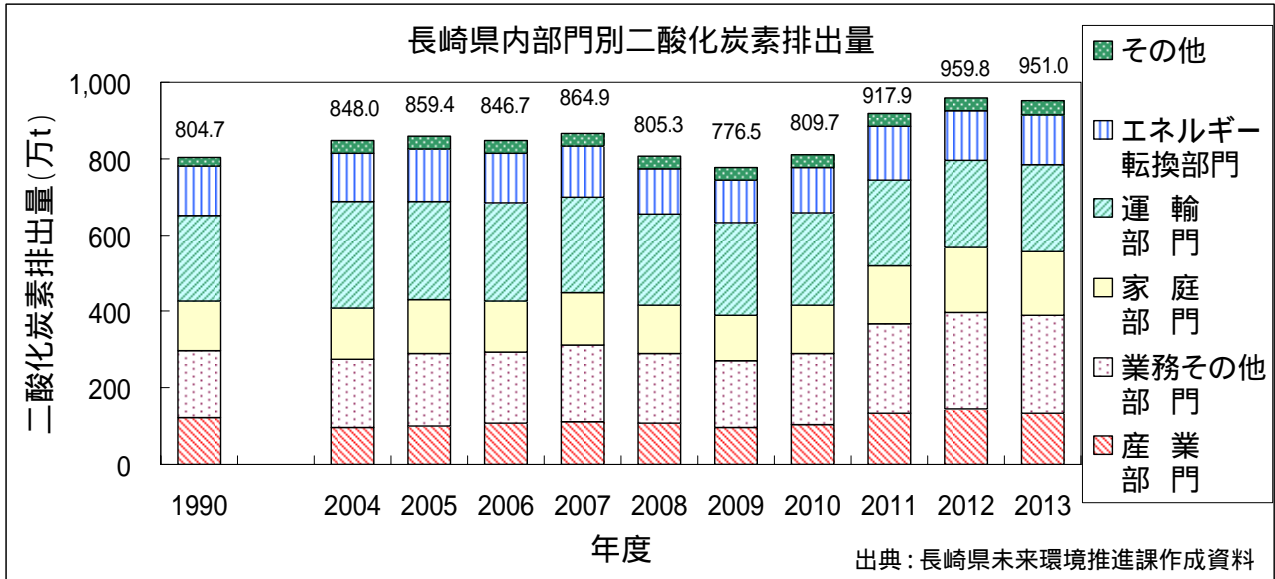


図2-2 部門別長崎県内二酸化炭素排出量

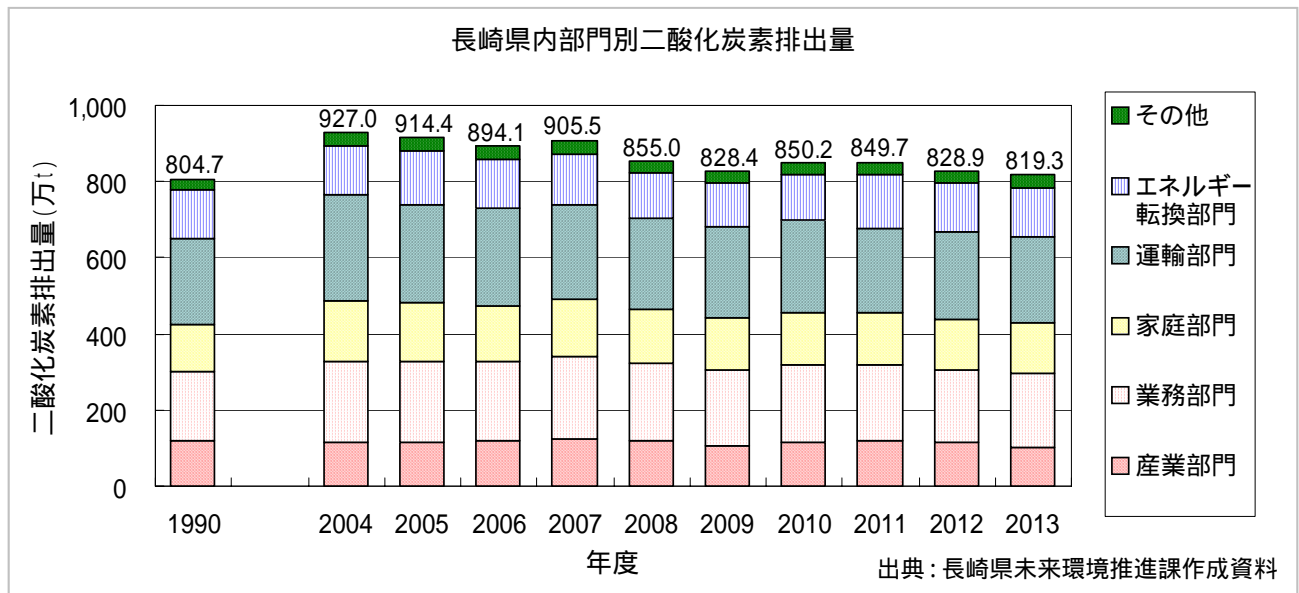


図2-3 部門別長崎県内二酸化炭素排出量(排出係数を固定した場合)

第3章 将来の社会像と私たちの取組

1. 将来の社会像

具体的な行動計画を議論するため、約50年後の社会のあるべき姿について共通認識の形成に努めました。共通認識として描かれた将来の社会像を具体的に実現していくために必要な行動を議論するためです。

このような将来の社会像のイメージを、次の8項目が実現するような社会としてまとめました。

(1) 自発的もったいない運動

一人ひとりが無駄な資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくするように努力することはとても大切です。

どのような努力ができるのかは、一人ひとりの生活スタイルや価値観によって、それぞれ異なります。

人の行動や人の目を気にして、なかば強制されたようにして節約するのではなく、また人に強制するのでもなく、全県民が自分でできることを探して、楽しく生き活きと、「自発的もったいない運動」を進めます。

(2) 脱化石エネルギー源の利用促進

地球温暖化が進む最も大きな原因は、石油などの化石燃料を使用することで温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が増加することです。

太陽の熱や光、風、バイオマスなどの利活用や、廃棄物のエネルギーとしての再利用など資源の有効活用、二次エネルギーとしての水素の利活用など、二酸化炭素排出量が少ないエネルギーを使って発電された電力の優先利用を進めて、二酸化炭素排出量増加の原因となる化石燃料の使用を抑制していきます。

(3) 環境にも移動する人にもやさしいまちづくり

一度に多くの人や物を輸送できる公共交通機関の利用を促進することで、輸送にかかるエネルギーを削減できます。

過度の自動車の利用を抑え、利用しやすい公共交通機関のアイデアを県民のみなさんから集めて生み出していきます。

また、歩行者、自転車及び公共交通機関を優先したまちづくりや、海上輸送の導入などの物流の効率化についても推進していきます。

(4) 地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり

地域の中に食糧生産、販売、消費、堆肥化の循環をつくりだし、安心して食べて暮らせ、また、環境への負荷を抑えたまちをつくっていきます。

循環型まちづくりを進めることで、輸送にかかる燃料使用量や貯蔵に必要なエネルギーを削減することができます。

また、生ごみなどの堆肥化を進めることで、焼却などに係るエネルギーを削減することができます。

(5) みんなでつくる健康な自然づくりと持続可能で魅力ある農林水産業

森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収して、樹木中に炭素を蓄えます。また、木材として利用されることで炭素を長時間貯蔵する働きをすることなどから、二酸化炭素の重要な吸収源であり、貯蔵庫となっています。

適正な立木密度が保たれた健康な森林を保全し、その恵みを活かし、自然と共に生きていく社会を創造するとともに、地球温暖化防止にも役立てていきます。

また、健康な森から流れる栄養分に富んだ水は、豊かな漁場環境を維持するために極めて重要な役割を担っています。

適正な森林整備を実施することにより、このような森林の多面的機能を維持し、高めることが重要です。そのため、県産材の利用を促進し、魅力ある農林業の体制づくりを推進し、魅力ある水産業の保全にも繋げていきます。

(6) 街でも村でも緑あふれる生活

建物の屋上や壁を植物によって緑化することで室内の温度上昇を抑制することができます。

また、道路沿いや河川沿い、歩道や広場を緑化することで地域全体の温度上昇を抑制することにもつながります。

街にも村にも緑を増やし緑のなかの生活を通して、エネルギー消費量の軽減を図ります。

(7) 子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考え行動につなげる

地球温暖化の問題は、私たちの住んでいる地域の特徴、私たち一人ひとりの行動、私たちの行動を誘導する経済や社会の動きと仕組みなどと複雑な関係を持っています。

地球規模で物事を考え、身近な地域で活動できる人材が育つ学習の場を増やし、社会の中で生きている様々な人々と共に実際に行動へと繋げていきます。

(8) 温暖化対策に係る研究開発の推進

省エネシステムの開発やバイオマスエネルギーの効率的活用方法など新しい技術開発等による温室効果ガスの削減が期待されます。

県内の科学技術基盤を活かしながら、科学的技術的対策の開発のため研究開発を推進していきます。

2. 具体的取組や行動

将来の社会像を実現していくことを目標にして、県民会議において具体的な取組や行動を議論しました。

委員や自治体等から提案があった取組内容について、その実現性や課題などを議論した結果、県民の運動として取り組んでいくこととなった取組内容を以下に示します。なお、太陽光や風力など自然エネルギーの活用・推進にあたっては、周辺景観へ配慮しながら取り組むこととします。

これらの取組は県民会議の委員に限るものでなく、県内のあらゆる立場の方々が自主的に取り組んでいただくこと、また、これらを例にして独自の取組を見つけて取り組んでいただくことを期待しています。

(1) 自発的もったいない運動

取組内容	行動が期待される主体
1 もったいない運動の趣旨を県民へ周知し、啓発活動、表彰制度、広報活動、キャンペーンを実施します。 2 エアコンの設定温度の適切な管理の徹底を実施します。 3 各自治体や地域独自で節電コンテストなどに取り組めます。 4 ムダな消費をしません。 5 プラスチック製品等の使い捨て容器の使用をできるだけなくすよう働きかけます。 6 こまめに電気をけすことを家庭内で徹底します。 7 階段をなるべく利用し、節電だけでなく体力向上にも寄与します。 8 雨水利用により水の有効利用を進めます。	県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政

取組内容	行動が期待される主体
<p>9 食べ残しを減らします。</p> <p>10 レストラン等で doggie bag (食べ残した物を持ち帰る容器) を提供・利用します。</p> <p>11 マイ箸利用を推進します。</p> <p>12 レジ袋等の削減のため、マイバッグやふるしき等の持参を推進します。</p> <p>13 レジ袋の無料配布をやめる等、レジ袋使用量削減のための取組を実施します。</p> <p>14 自然と自然エネルギーを利用した省エネルギー型の住宅・既存住宅リフォーム、ビル等の普及を推進します。</p> <p>15 省エネルギー型製品の導入及び使用を推進します。</p> <p>16 環境に配慮した商品の購入を推進します。</p> <p>17 各事業における生産方法等に係る省エネルギー化を推進します。</p> <p>18 企業や家庭に応じた環境マネジメントシステムの構築を推進します。</p> <p>19 IT化の導入による電子化を推進します。(紙資源の削減)</p> <p>20 建築物の長寿命化を推進します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体(商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係) 教育機関 行政</p>
<p>21 製品が故障や破損した場合の修理システムを確立します。(例「おもちゃの病院」)</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体(商業、工業関係) 行政</p>

取組内容	行動が期待される主体
22 エコクッキングの普及を推進します。	県民 地域活動団体 環境活動団体 教育機関 行政
23 優良活動（エココミュニティー）の表彰を実施します。	地域活動団体 環境活動団体 行政
24 街灯のLED化を推進します。	行政

（２）脱化石エネルギー源の利用促進

取組内容	行動が期待される主体
1 再生可能エネルギー由来の電力の買電を推進します。 2 市民・事業者・行政等の協働によって自然エネルギーの地産地消を普及していきます。（太陽光・バイオマス・小水力・風力・洋上風力、潮流）また、積極的な出資等による参画を行います。 3 蓄電池の普及・利用を推進します。 4 水素エネルギーをはじめとする様々な脱化石エネルギーの利活用を推進します。	県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政
5 廃棄物発電等、廃棄物のエネルギー源としての有効活用を推進します。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 行政
6 カーボンフットプリントの表示を推進します。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（森林関係） 行政

7 炭素税の導入を検討します。	行政
8 非化石燃料エネルギー利用推進制度の運用・拡充を推進します。	

(3) 環境にも移動する人にもやさしいまちづくり

取組内容	行動が期待される主体
1 交通機関事業者等と連携してノーマイカーデー運動を実施・普及していきます。 2 通勤における公共交通機関利用を推進します。 3 エコドライブを推進します。 4 「エコ運転宣言車」のステッカーを作成し、宣言を希望する車両所有者に配布し、エコドライブを推進、広報します。 5 カーシェアリングの活用を推進します。 6 パークアンドライドの利用を推進します。 7 乗り合いタクシーを活用します。 8 PHV、電気自動車の活用とインフラ整備を推進します。 9 物流の共同化を推進します。 10 物流手段の多様化（船、貨物鉄道）を推進します。 11 路面電車の充実及び活用を推進します。 12 歩道や市街地の環境美化・整備のため清掃活動を推進します。	県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政
13 歩いて楽しいまちづくりを推進します。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政

<p>14 県内の公共交通機関の使用車両のハイブリッド化を推進します。</p> <p>15 バス・電車の利便性を向上します。</p> <p>16 すべての公共交通機関の乗り場で、経路、待ち時間及び乗り継ぎ時間などが分かりやすい表示の設置を推進します。</p> <p>17 すべての公共交通機関で利用できる共通料金支払いシステムの導入を推進します。</p> <p>18 自然エネルギー利用及び省エネ型の公共交通機関の普及を推進します。</p> <p>19 バス、電車など公共交通機関の車両の低床化を推進します。</p> <p>20 公共交通機関の空白地帯の解消を推進します。</p> <p>21 タクシーの効率的な配車システムの導入を推進します。</p>	<p>事業者 事業者団体（交通関係） 行政</p>
<p>22 自転車の利用に配慮した道路整備を推進します。</p> <p>23 通過自動車の都市部への流入を回避させるためのインフラや制度等の整備を推進します。</p> <p>24 ETC普及等高度道路交通システム（ITS）の拡充などを推進します。</p>	<p>行政</p>

(4) 地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり

取組内容	行動が期待される主体
1 地場産品を選択します。 2 過度の容器包装を自粛します。 3 古紙等の集団資源回収を推進します。 4 再資源化によるゴミの減量化を推進します。 5 ごみの分別を徹底、資源の有効利用を推進します。	県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、 漁業、交通、建設、森林、観光 関係） 教育機関 行政
6 資源・エネルギーの「見える化」による意識 付けを行います。 7 集約型の都市づくりを推進します。 8 スマートコミュニティの構築を推進します。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、 漁業、交通、建設、森林、観光 関係） 行政
9 生産者と消費者を結ぶ交流やネットワー クづくりを推進します。	県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（農業、漁業関係） 行政
10 リユース事業の活性化を図ります。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業関係） 行政
11 農業従事者や漁業従事者等の生産者への指導 及び啓発を推進します。（消費者ニーズに 応えた生產品の普及のため）	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（農業、漁業関係） 行政

取組内容	行動が期待される主体
12 農家での有機質肥料の使用を推進します。	地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（農業関係） 行政
13 フードマイレージ制度の充実を図ります。	事業者 事業者団体（農業、漁業関係） 行政
14 生ごみの堆肥化などは自治公民館等で取り組みます。	県民 地域活動団体 環境活動団体
15 デポジット制の導入やリターナブル制度への協力を推進します。	事業者 事業者団体（商業関係）
16 地元産の野菜などを使った学校給食の提供を推進します。	教育機関 行政
17 ごみの分別の細分化及び適正化を推進します。	行政

(5) みんなでつくる健康な自然づくりと持続可能で魅力ある農林水産業

取組内容	行動が期待される主体
<p>1 県産木材の利用を推進します。</p> <p>2 木造住宅の普及と木材の地産地消を推進します。</p> <p>3 木造住宅を積極的に選択します。</p> <p>4 木炭の燃料以外への活用を推進します。</p> <p>5 木質バイオマス利用を推進します。</p> <p>6 藻場の造成、森林整備や植林活動を実施・参加します。</p> <p>7 県民運動として海岸清掃、河川清掃を行います。</p> <p>8 健康な海・山を推進するための税金を負担します。</p> <p>9 安全性に配慮した、炭の利用やまき燃料の利用を推進します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>
<p>10 農山漁村の魅力を自らPRできるような村づくりを推進します。</p>	<p>地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（農業、漁業、森林関係） 行政</p>
<p>11 森林作業者の育成及び林業技術者の養成を推進します。</p>	<p>事業者 事業者団体（森林関係） 教育機関 行政</p>

取組内容	行動が期待される主体
<p>12 林業の生産の効率性を高めるため、林業機械化を推進します。</p> <p>13 森林整備と農村部の過疎化防止のために、新たな仕組みによる雇用確保を検討していきます。</p>	<p>事業者 事業者団体（農業、森林関係） 行政</p>
<p>14 公共施設の木造、木質化を推進します。</p>	<p>行政</p>

（ 6 ） 街でも村でも緑あふれる生活

取組内容	行動が期待される主体
<p>1 ビルの屋上や壁面の緑化を推進します。</p> <p>2 グリーンカーテンと野菜、くだもの作りを推進します。</p> <p>3 街路樹の整備など地域と一体になった緑化運動を推進します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>
<p>4 建築基準法の見直しを検討します。（緑地の増大を図る）</p>	<p>行政</p>

(7) 子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考え行動につなげる

取組内容	行動が期待される主体
<p>1 市町レベルでの企業、行政、県民との情報共有や活動との協力を推進します。</p> <p>2 各家庭や事業所の取組事例を共有化します。</p> <p>3 環境教育をテーマにした市民参加型のイベントを実施・参加します。</p> <p>4 地域の多様な主体が関わることによる子供たちへの環境教育を推進します。</p> <p>5 家庭の中で環境に関する会話を増やしていきます。</p> <p>6 うちエコ診断の受診者数の拡大を図ります。</p> <p>7 従業員を対象とした地球温暖化問題等に関する社内学習会の充実を推進します。</p> <p>8 グリーンツーリズムなど、環境に関する学習や体験ができるツーリズム活動を推進します。</p> <p>9 森林と親しめる自然歩道の整備を推進します。</p> <p>10 緑の大切さを実感できる場として、都市内の公園の整備を推進します。</p> <p>11 環境教育の場として、県、市町、学校等が所有する公有林や企業林等の森林整備と活用を推進します。</p> <p>12 環境教育の場として、里山、棚田、湿田などの自然を保護するとともに、森林や川など年間を通して野外活動ができる場所の整備、活用を推進します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>
<p>13 地球温暖化情報（最新のもの、できるだけ数値化したもの）を定期的に発出します。</p> <p>14 環境教育指導者の育成及び養成を推進します。</p>	<p>地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>

取組内容	行動が期待される主体
<p>15 温暖化の仕組み等について小学校から学習する場や機会をつくります。</p> <p>16 コミュニティの自主計画づくりを推進します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 教育機関 行政</p>
<p>17 自治公民館の中で温暖化防止について考える場をつくります。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体</p>
<p>18 推進委員や行政が出前講座を実施します。</p> <p>19 県内での環境にやさしい技術の教材化を推進します。</p> <p>20 数値で示せるものについては数値で示しアピールします。(見える化)</p>	<p>地域活動団体 環境活動団体 教育機関 行政</p>
<p>21 公共機関のホームページなどを利用した温暖化等に関するインターネットeラーニング(パソコン等の電子媒体による情報提供など)の充実を推進します。</p> <p>22 各取組主体の活動や好事例についてHPなどを利用した、県内全体で事例共有を図る機会の提供を行います。</p>	<p>環境活動団体 行政</p>
<p>23 各地域などで地球温暖化防止対策を協議、実践する組織づくりを推進します。</p>	<p>行政</p>

(8) 温暖化対策に係る研究開発の推進

取組内容	行動が期待される主体
<p>1 県内の企業、行政、大学間で技術情報を共有します。</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>
<p>2 海洋等長崎の特性を利用した環境関連分野の研究開発を推進します。（排出抑制）</p> <p>3 海洋等長崎の特性を利用した環境関連分野の研究開発を推進します。（適応）</p> <p>4 環境ビジネスの起業や環境関連企業の支援を推進します。</p> <p>5 事業者や大学等が実施する環境関連分野の研究開発の支援を推進します。</p>	<p>事業者 事業者団体（商業、工業、農業、漁業、交通、建設、森林、観光関係） 教育機関 行政</p>
<p>6 フロンガス対策協議会で対策を考えます。（アンケートを実施するなど。）</p>	<p>県民 地域活動団体 環境活動団体 事業者 事業者団体（商業、工業関係） 行政</p>

第4章 計画の推進

1．計画の推進体制

県民会議は、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化防止活動推進員など専門的組織・団体や、企業、市民団体、市町及び県関係機関などの多様な主体との連携・協働を図りながら計画を推進していきます。

また、県民会議では適宜、進捗状況を確認しつつ、力を合わせて各取組事項の実施を推進します。

2．取組団体等の拡大

県民会議の活動や本計画の趣旨に賛同し、自らも取組を宣言する団体等については、県民会議の活動に参画していただくとともに、その取組を実践計画に掲載して、県民会議活動の輪を広げていきます。

3．行政との連携

長崎県の行政も県民会議の構成メンバーです。この計画の推進に当たっては、行政との緊密な連携のもとに進めていきます。

また、県の政策から必要な支援を受けることにより、県内各地における地球温暖化防止活動の展開を、広く県民運動として活発化していきます。ネットワーク会議等を通じ市町とも連携を図っていきます。

4．県民全体との連携

「自発的もったいない運動」など計画に盛り込まれた行動に、多くの県民がそれぞれの立場で参画し、運動を活性化することができるよう、情報の伝達、働きかけに努めます。

5．計画の進行管理

県民会議において、「計画」 - 「実行」 - 「評価」 - 「見直し」の計画推進管理のための、いわゆるPDCAサイクルの概念に基づいて、下記の進行管理を実施します。

(1) 実践計画の策定

行動計画を具体的に実践していくために、県民会議の構成メンバー等各々の主体が実際に取り組んでいく内容や時期等を明らかにする、年度ごとの実践計画を策定します。

(2) 計画の実行

各取組団体等は、年度ごとの実践計画に基づいて、取組を実践します。

(3) 計画の評価

各取組団体等は、取組の状況を自ら評価し、県民会議に報告します。県民会議では、各取組団体等の実施状況を整理し、計画の進行状況を評価します。

進行が遅れている取組については、解決策を検討し、実践計画に反映します。

(4) 計画の見直し

計画の進行状況や社会情勢の変化など、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

(5) 計画の実施状況の公表

県民会議は、実施状況等について、原則として年一回公表します。

6 . 計画の施行

本計画は、2016年8月24日より施行します。